

株 主 各 位

東京都墨田区押上一丁目10番3号

**京成電鉄株式会社**

代表取締役社長 花 田 力

## 第167期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第167期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年6月28日（月曜日）午後6時までにご到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県千葉市中央区本千葉町15番1号  
京成ホテルミラマール 6階「ローズルーム」  
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第167期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第167期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 第167期剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役15名選任の件  
第4号議案 監査役2名選任の件  
第5号議案 役員賞与支給の件  
第6号議案 取締役の報酬額改定の件  
第7号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件
4. 議決権の行使等についてのご案内  
(1) 代理人による議決権行使  
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。  
(2) 株主総会参考書類並びに添付書類記載事項を修正する場合の周知方法  
株主総会参考書類並びに添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.keisei.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出願います。

## 事業報告

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に持ち直しの動きがみられたものの、企業収益が減少し、失業率が高水準にあるなど、引き続き厳しい状況で推移いたしました。加えて新型インフルエンザの世界的な流行は、成田空港輸送等にも影響を及ぼしました。

このような状況の中で、当社グループは、全事業にわたり積極的な営業活動を展開するとともに、より一層の経費削減に取り組むなど、業績の向上に努めてまいりました。また、当社は昨年6月30日に創立100周年を迎え、お客様等への感謝の気持ちを込め各種記念事業を行いました。

その結果、全事業営業収益は2,425億2千3百万円（前期比4.0%増）となりましたが、全事業営業利益は222億1千9百万円（前期比3.5%減）となりました。経常利益は219億8千7百万円（前期比6.2%増）となり、当期純利益は、特別損失の減少等により132億6千3百万円（前期比47.5%増）となりました。

次に事業別にご報告いたします。

### 運 輸 業

鉄道事業では、安全輸送確保の取り組みとして、軌道・路盤の強化や上野線等の高架橋耐震補強工事を推進したほか、デジタルATSについて一部の区間で稼働を開始いたしました。また、安全管理体制について継続して強化に努めました。

成田新高速鉄道については、開業に向けて旅客運賃の認可を受けたほか、開業日を本年7月17日と決定した後、各種広報活動を開始いたしました。また、日暮里駅・空港第2ビル駅の新設ホームの供用を開始したほか、高砂駅金町線高架化工事や北総線内改良工事を推進いたしました。このほか、新線区間の施設について、工事完了に伴い引渡しを受けました。

その他の大規模工事では、押上線連続立体化工事について、墨田区内での工事を推進いたしました。

営業面では、創立100周年を記念して、記念列車の運行や記念入場券の販売等を行いました。また、企画乗車券の販売や各種イベントを実施するなど、沿線への旅客誘致を図りました。さらに携帯電話を利用した「スカイライナーチケットレスサービ

ス」を開始いたしました。

バス事業では、一般乗合バス路線において、習志野市等における新規路線の運行を開始したほか、既存路線について系統新設等を実施いたしました。また、幕張地区において、新型連節バスの運行を開始いたしました。高速バス路線においては、千葉北インターチェンジ周辺と都心を結ぶ路線や東京ディズニーリゾートを拠点とした路線の新設等を実施いたしました。

タクシー事業では、帝都自動車交通において、ＩＣカード乗車券「PASMO」等の運賃決済サービスをタクシー全車両で開始し、お客様の利便性向上を図りました。

以上の結果、帝都自動車交通の連結子会社化もあり、営業収益は1,283億5千8百万円（前期比12.1%増）となり、営業利益は181億4千5百万円（前期比1.8%増）となりました。

## 流 通 業

百貨店業では、各種イベントを開催したほか、売場の一部をリニューアルし、テナントの入れ替えを行うなど、販売の強化に努めました。

ストア業では、京成電鉄の創立100周年を記念した商品の販売を行ったほか、コンビニエンスストアを日暮里駅構内にオープンいたしました。

以上の結果、個人消費の低迷等により、営業収益は759億6千1百万円（前期比6.1%減）となりましたが、経費削減により営業利益は9億5千7百万円（前期比50.0%増）となりました。

## 不 動 産 業

不動産販売業では、「サングランデ千葉みなと」等の中高層住宅や、「稲毛ローズタウン」等の戸建住宅及び成田市公津の杜等の住宅用地を販売いたしました。

不動産賃貸業では、「リッチモンドホテル成田」、「アイリス京成成田」（空港関連企業向け賃貸住宅）が稼動いたしました。

以上の結果、営業収益は183億2千5百万円（前期比1.3%増）となりましたが、不動産市況の低迷等により、営業利益は17億6千6百万円（前期比43.3%減）となりました。

## レジャー・サービス業

レジャー・サービス業では、京成カードポイントアップキャンペーンを実施し、集客及び販売の強化に努めました。

映画業においては、3Dデジタルシネマ映写設備を導入し、集客を図りました。

旅行業では、京成トラベルサービスの営業所を船橋駅構内にオープンいたしました。

しかしながら、需要が減退したことなどにより、営業収益は119億1千6百万円（前期比8.1%減）となり、営業利益は7千2百万円（前期比78.6%減）となりました。

## 建設業

建設業では、鉄道施設改良工事や分譲マンションの新築工事を進めたほか、公共施設工事等を行いました。

以上の結果、営業収益は245億2千5百万円（前期比14.9%増）となり、営業利益は12億4千6百万円（前期比21.6%増）となりました。

### (2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、長引く景気低迷や少子高齢化、不安定な航空需要等依然として厳しい状況が続くものと予想されます。当社グループでは、さらなる「進化」を期して、平成22年度から新たに、平成33年度における在るべき姿を示す長期経営計画「Evolution Plan（＝Eプラン）」及びその第1ステップとなる中期経営計画「E1プラン」をスタートさせており、事業の中核である運輸業の競争力・収益力をさらに強化するとともに、沿線に密着した堅実な総合生活産業を展開し、地域経済を代表する企業グループの地位を拡充してまいります。

運輸業のうち鉄道事業では、安全管理体制のさらなる強化を図るとともに、本年7月に開業する成田空港線の円滑な運営を実現し、利用促進に向けた施策を展開することにより、競争力強化を目指してまいります。

バス・タクシー事業では、引き続き安全輸送の徹底とお客様のニーズにあった様々な形態の輸送サービスの提供、人と環境にやさしい車両の導入等に積極的に取り組んでまいります。また、一般乗合バス路線の再編や高速バス路線の拡充等を推進してまいります。

流通業では、タイムリーな新規出店やテナント構成の最適化等による収益力の強化を図ってまいります。

不動産業では、沿線を中心とした賃貸資産の拡充による安定利益の確保に努めるとともにグループ保有資産等のさらなる有効活用を推進いたします。また、沿線の街づくり事業として、押上・業平橋駅周辺土地区画整理事業、本八幡A地区市街地再開発

事業に参画してまいります。

レジャー・サービス業では、付加価値の高いサービスの提供等による営業力・収益力の強化を図ってまいります。

建設業では、グループ外競争力の強化・新規顧客層の開拓により、受注の拡大を目指してまいります。

当社グループは、グループ経営理念に基づき、「安全・安心」と、お客様に喜ばれる商品・サービスを提供し、沿線を中心とする地域の発展に寄与してまいります。また、コンプライアンス・リスク管理体制を充実させ、内部統制システムの強化に努めるとともに、さらなる法令・社会規範の遵守及び企業の社会的責任の遂行に取り組んでまいります。さらに、お客様第一主義を徹底し、「BMK（ベストマナー向上）推進運動」を浸透させ、選ばれる京成グループを構築してまいります。

株主の皆様には、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した主な設備投資は次のとおりであります。

#### ① 竣工した工事等

##### 運 輸 業

##### 鉄 道 事 業

【当 社】車両新造56両

指令設備改良工事

日暮里駅改良工事

【北総鉄道㈱】鎌ヶ谷変電所機器更新工事

##### バ ス 事 業

【京成バス㈱】車両新造49両

【東京ベイシティ交通㈱】折返場用地取得

【千葉交通㈱】車両新造14両

##### 不 動 産 業

【当 社】アイリス京成成田新築工事（賃貸住宅）

船橋市習志野事業用地取得

リッチモンドホテル成田新築工事

江東区東雲事業用地取得

#### ② 施行中の工事等

##### 運 輸 業

##### 鉄 道 事 業

【当 社】高砂駅金町線高架化工事

成田空港駅・空港第2ビル駅施設改良工事

A T S地上装置改良工事

押上線（押上・八広駅間）連続立体化工事

押上線（四ツ木・青砥駅間）連続立体化工事

##### 不 動 産 業

【当 社】本八幡A地区市街地再開発事業

千葉市中央区神明町賃貸施設新築工事

台東区浅草賃貸施設新築工事

### (4) 資金調達の状況

当社グループは、借入金返済資金、設備資金に充当するため、社債200億円を発行し、また金融機関から所要の借入を行いました。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成18年度 (第164期)	平成19年度 (第165期)	平成20年度 (第166期)	平成21年度 (当期)
営 業 収 入 百万円益	237,368	239,131	233,159	242,523
経 常 利 益 百万円益	19,470	20,383	20,702	21,987
当 期 純 利 益 百万円益	11,657	12,120	8,990	13,263
1株当たり当期純利益 円	34.66	35.78	26.52	39.27
総 資 産 百万円産	698,301	709,893	726,059	738,595

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
北 総 鉄 道 株 式 会 社	百万円 24,900	% 50.00	鉄道事業
京 成 バ ス 株 式 会 社	2,005	100.00	バス事業
帝 都 自 動 車 交 通 株 式 会 社	500	73.38	タクシー事業
株 式 会 社 京 成 ス ト ア	475	100.00	ストア業
京 成 建 設 株 式 会 社	450	( 69.05) 51.73	建設業
株 式 会 社 水 戸 京 成 百 貨 店	200	76.00	百貨店業

(注)1. 出資比率については、議決権比率により記載しております。

2. ( )内の数字は、当社の子会社の議決権数を含めた比率であります。

③ その他の重要な企業結合の状況

ア. 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
株式会社オリエンタルランド	百万円 63,201	% (21.11) 21.02	東京ディズニーリゾートの経営
新 京 成 電 鉄 株 式 会 社	5,935	(41.10) 34.53	鉄道事業

(注)1. 出資比率については、議決権比率により記載しております。

2. ( )内の数字は、当社の子会社の議決権数を含めた比率であります。

イ. その他の重要な事業再編等

当社は、迅速な意思決定及び機動的な事業展開が可能となる体制を構築し、グループの収益力拡大を図るために、船橋交通株式会社、合同タクシー株式会社、市川交通自動車株式会社の連結子会社3社それぞれと、平成22年3月31日を効力発生日とする株式交換を実施し、これら3社を完全子会社化いたしました。

(7) 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

① 運輸業

事 業 の 内 容	主 要 な 会 社 名
鉄 道 事 業	当社、北総鉄道㈱、千葉ニュータウン鉄道㈱
バ ス 事 業	京成バス㈱、千葉交通㈱、千葉中央バス㈱、千葉海浜交通㈱、東京ベイシティ交通㈱、京成タウンバス㈱、京成トランジットバス㈱
タ ク シ ー 事 業	帝都自動車交通㈱、船橋交通㈱、合同タクシー㈱、市川交通自動車㈱

② 流通業

事 業 の 内 容	主 要 な 会 社 名
ス ト ア 業	㈱京成ストア、㈱コミュニティー京成
百 貨 店 業	㈱水戸京成百貨店
園 芸 植 物 卸 売 業	京成バラ園芸㈱
シ ョ ッ ピ ン グ セ ン タ ー 業	㈱ユアエルム京成



③ 不動産業

事業の内容	主要な会社名
不動産販売業	当社、京成不動産㈱
不動産賃貸業	当社
不動産管理業	京成ビルサービス㈱

④ レジャー・サービス業

事業の内容	主要な会社名
飲食・映画・遊技場業	㈱イウォレ京成
ホテル業	京成ホテル㈱、㈱千葉京成ホテル
広告代理業	㈱京成エージェンシー
旅行業	京成トラベルサービス㈱

⑤ 建設業

事業の内容	主要な会社名
建設業	京成建設㈱、京成電設工業㈱

⑥ その他の事業

事業の内容	主要な会社名
鉄道車両整備業	京成車両工業㈱
自動車車体製造業	京成自動車工業㈱
保険代理業	㈱京成保険コンサルティング
自動車教習所業	㈱京成ドライビングスクール

## (8) 主要な事業所等（平成22年3月31日現在）

当 社	本 社	東京都墨田区
	鉄道営業キロ	102.4km
	駅 数	64駅（東京都19駅、千葉県45駅）
	車 両 数	客車578両
	賃 貸 物 件	京成上野ビル（東京都台東区）、ファインフルーク公津の杜、成田ユアエルム店舗（千葉県成田市）等
北 総 鉄 道 株 式 会 社	本 社	千葉県鎌ヶ谷市
	鉄道営業キロ	32.3km
	駅 数	15駅（東京都2駅、千葉県13駅）
	車 両 数	客車96両
京 成 バ ス 株 式 会 社	本 社	東京都墨田区
	営 業 キ ロ	2,805.1km
	営 業 所	8箇所（東京都3箇所、千葉県5箇所）、船橋高速貸切センター1箇所
	車 両 数	832両
帝 都 自 動 車 交 通 株 式 会 社	本 社	東京都江東区
	営 業 所	14箇所（東京都）
	車 両 数	1,028両
株 式 会 社 京 成 ス ト ア	本 社	東京都葛飾区
	店 舗 数	27店舗（東京都7店舗、千葉県19店舗、埼玉県1店舗）
京 成 建 設 株 式 会 社	本 社	千葉県船橋市
	営 業 所	4箇所（東京都1箇所、千葉県2箇所、茨城県1箇所）
株 式 会 社 水 戸 京 成 百 貨 店	本 社	茨城県水戸市
	店 舗	1店舗（茨城県）

(注) 当社の駅数と北総鉄道株式会社の駅数は、1駅（京成高砂駅）が重複しております。

(9) 使用人の状況（平成22年3月31日現在）

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
9,129名（3,058名）	59名増（117名増）

(注) 使用人数は就業人員であり、( )内には、臨時使用人数の年間平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成22年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	70,459
中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社	22,198
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	13,207
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	11,832

(注) 上記にはシンジケートローンによる借入金（総額48,000百万円）は含まれておりません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成22年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,000,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 344,822,371株  
 (3) 株主数 29,780名  
 (前期末比 910名減)  
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	19,144	5.59
日本生命保険相互会社	14,837	4.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	13,917	4.06
株式会社オリエンタルランド	11,700	3.42
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,528	3.37
株式会社みずほコーポレート銀行	9,408	2.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（中央三井信託銀行退職給付信託口）	4,468	1.31
株式会社みずほ銀行	4,215	1.23
新京成電鉄株式会社	3,717	1.09
株式会社千葉銀行	3,640	1.06

(注)1. 持株比率は、自己株式（2,454,804株）を控除して算出しております。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（中央三井信託銀行退職給付信託口）の持株数4,468千株（持株比率1.31%）は、中央三井信託銀行株式会社が同行に委託した退職給付信託財産であり、その議決権行使の指図権は中央三井信託銀行株式会社が留保しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成22年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	花田 力	新京成電鉄株式会社取締役 株式会社オリエンタルランド取締役
代表取締役専務取締役	三枝 紀生	経理担当・鉄道本部長 新京成電鉄株式会社取締役
常務取締役	金子 賢太郎	鉄道副本部長 千葉ニュータウン鉄道株式会社取締役社長 日暮里駅整備株式会社専務取締役
常務取締役	松村 修	開発担当
常務取締役	神子田 健博	内部監査・経営統括・グループ戦略担当 新京成電鉄株式会社監査役
常務取締役	米川 公誠	総務人事担当
取締役	井口 瑛	株式会社ユアエルム京成取締役社長 株式会社千葉京成ホテル取締役社長 株式会社京成保険コンサルティング取締役会長
取締役	笠井 孝悦	新京成電鉄株式会社取締役副社長 北総鉄道株式会社取締役社長
取締役	久保田 修二	帝都自動車交通株式会社取締役社長
取締役	大室 健	経営統括部部長 京成バス株式会社取締役副社長
取締役	宮田 弘幸	経理部長
取締役	高田 和生	株式会社京成ストア取締役社長
取締役	小森 健市	開発事業部長
取締役	西村 寛	株式会社水戸京成百貨店取締役社長
取締役	酒寄 博司	鉄道本部運輸部長
常勤監査役	浅海 芳久	株式会社ディスコ監査役
常勤監査役	松田 博	
監査役	名原 剛	
監査役	松野 信也	新規事業投資株式会社取締役社長
監査役	上西 京一郎	株式会社オリエンタルランド取締役社長兼 COO 社長執行役員

- (注)1. 平成21年6月26日をもって、監査役福島祥郎は辞任いたしました。
2. 同日をもって、上西京一郎は監査役に就任いたしました。
3. 同日をもって、取締役神子田健博、同 米川公誠は常務取締役に就任いたしました。
4. 同日をもって、代表取締役専務取締役井口 瑛、同 笠井孝悦は取締役となりました。
5. 常勤監査役浅海芳久、同 松田 博、監査役名原 剛、同 松野信也は、社外監査役であります。

6. 常勤監査役浅海芳久は、株式会社ディスコの社外監査役であります。当社は株式会社ディスコとの間には特別な関係はありません。
7. 監査役松野信也は、新規事業投資株式会社の取締役社長であります。当社は新規事業投資株式会社との間には特別な関係はありません。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	15名	273百万円
監 査 役	6名	63百万円
合 計	21名	336百万円

- (注)1. 上記には、平成21年6月26日開催の第166期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  3. 支給額には、平成22年6月29日開催の第167期定時株主総会において付議いたします取締役の賞与額（取締役15名 37百万円）を含んでおります。
  4. 上記のうち、社外役員4名に支払った報酬等の総額は、58百万円であります。

## (3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

### ① 取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会	監 査 役 会
監査役 浅海芳久	11回中11回	11回中11回
監査役 松田博	11回中11回	11回中11回
監査役 名原剛	11回中11回	11回中11回
監査役 松野信也	11回中11回	11回中11回

### ② 取締役会及び監査役会における発言状況

社外監査役各氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の質疑や監査結果についての意見交換等を行っております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	62百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	81百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の子会社のうち、北総鉄道株式会社につきましてはあずさ監査法人が、帝都自動車交通株式会社につきましては新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に関するコンフォートレターの作成業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について、会社法第340条第1項各号に該当するなどの事実を確認したときは、速やかにその内容を調査し、監査継続が困難である、あるいは監査を行わせることが適当でないと判断した場合は、法令に定める手続きに従い、解任または不再任の手続きを行います。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 法令遵守を含む行動指針並びに行動規準を整備し、取締役及び使用人に周知する。
  - ② 法令及び定款に適合した社内規則並びに職務権限規則を整備し、取締役及び使用人に周知し、監督する。
  - ③ 行動規準に基づき、反社会的勢力とはいかなる状況下でも一切関係を持たない。
  - ④ 業務執行組織から独立した内部監査部を設置し、監査役と連携して財務報告、コンプライアンス、業務執行、業務効率等に関する内部監査を行う。
  - ⑤ 通報者保護に配慮した内部通報者制度を整備し、使用人に周知する。
  - ⑥ 財務報告に係る内部統制を業務執行組織が自ら整備、運用、評価する体制をつくり、併せてその整備・運用状況の有効性を内部監査部において評価することにより、金融商品取引法で求められる財務報告の信頼性を確保する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 文書取扱規程を整備し、これに基づき取締役会及び経営会議の議事録、稟議書等職務の執行に関わる情報の保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 事業継続に重大な影響を及ぼすリスクを統一的に評価し、対応すべきリスクを選定するとともに、個別のリスク管理体制の活動状況を統括する機関として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
  - ② 旅客運送の安全を確保するため、関連法令に対応した安全管理規程を制定し、安全管理体制を整備する。
  - ③ 災害・事故等に備え、災害対策規則等を整備し、定期的に訓練及び教育を行う。
  - ④ 大規模な災害、事故等が発生したときは、対策本部を設置し、迅速に対応する。
  - ⑤ 反社会的勢力との間に問題が発生した場合は、外部の専門機関と連携し、法的な措置も含め組織的に対応する。
  - ⑥ 事業継続に重大な影響を及ぼすその他のリスクについて、対応が必要な場合はコンプライアンス・リスク管理委員会の審議を経て管理部門等を指定し、適宜管理体制を整備する。



- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会（原則月 1 回開催）の決議により意思決定すべき事項と経営会議（常勤取締役で構成され、原則週 1 回開催）の審議により意思決定すべき事項について、取締役会規則、経営会議規則等を整備し、これに基づき職務執行の意思決定を行う。
  - ② 職務権限規則を整備し、各職務の権限と責任を明確化する。
  - ③ 経営計画を決定し、これに基づき職務を執行する。
- (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ行動指針を整備し、これに基づき子会社に行動規準の整備及び周知徹底を指導する。
  - ② グループ担当部署を設置するとともに、関係会社管理規程等を整備し、子会社が当社に報告又は協議すべき事項を明確化する。
  - ③ コンプライアンス・リスク管理委員会において、連結子会社等のリスク管理を統括する。
  - ④ 連結子会社等において、経理規程並びに職務権限規則等の関連規程類を整備し、財務報告並びに業務執行の適正化を図る。
  - ⑤ 内部監査部において、連結子会社等の内部監査を実施する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- ① 監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、職務の補助に必要な使用人を配置する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立に関する事項
- ① 監査役会事務局の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専任の使用人とする。
  - ② 監査役会事務局の使用人の人事については、監査役の同意を必要とする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役に報告する。
  - ② 取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、経営会議等取締役の職務執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べる。
  - ② 代表取締役社長は、監査役と定期的かつ必要に応じて会合をもち、監査の重要課題等について意思疎通を図る。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

#### ① 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、鉄道事業を中心とした運輸業という極めて公共性の高い社会的インフラを提供する事業を基幹（以下「コア事業」といいます。）としており、それに伴う社会的責任を負っております。

このような社会的責任は、当社グループの事業においては、利用者の安全と利便性を確保しつつ安定的な輸送サービスを提供することによって全うすることができます。そして、そのためには、安全対策、線路整備、施設拡充、沿線開発等において、様々な事業環境の変化を見据えた中長期的視点に立った経営を行うことが必要不可欠であると考えております。

また、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員にとどまらず、前記の社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮等、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益に最大限配慮することも重要であります。

このように、当社グループの事業は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた一つの帰結として、鉄道事業を中核としつつ、バス事業、タクシー事業を運営する運輸業や流通業、不動産業、レジャー・サービス業、建設業等幅広く事業展開しており、当社グループの企業価値は、コア事業である運輸業とこれらの関連事業との有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えております。

#### ② 大規模買付行為への対応方針

当社は、上場会社の株主は株式の市場での自由な取引を通じて決まるものであり、株式会社の支配権の移転を伴うような株式等の大規模な買付行為であっても、これを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者及び大規模買付行為に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆様が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、前記の当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の皆様判断に必要かつ十分

な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様様の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様様に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

### ① グループ経営理念

当社グループは、前記の考え方をもとに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。そのため、当社グループは、「良質な商品・サービスを、安全・快適に提供し、健全な事業成長のもと、社会の発展に貢献します。」という「グループ経営理念」を策定するとともに、この理念を実現するため、安全・接客・成長・企業倫理・環境の5項目からなる「グループ行動指針」を定め、企業価値の確保・向上に努めております。

### ② グループ経営計画

前記のグループ経営理念のもと、グループ全体の経営の方針と目標を明確にするため、3年毎にグループ中期経営計画を作成しております。この中で、グループシナジーを最大限発揮し得る体制の強化を図り、当社グループ全体の企業価値の最大化を目指すことを基本方針としております。

平成19年度から平成21年度にわたる「京成グループ中期経営計画」（以下「F4プラン」といいます。）においては、当社創立100周年（平成21年）の集大成として、「コア事業である運輸業の基盤強化と成田新高速鉄道開業に向けた事業推進」、「事業エリアの集中及び保有資産の活用」、「お客様第一主義の徹底及び京成ブランドの浸透」、「グループ経営推進体制の強化」の基本戦略のもと、グループ全体の企業価値の最大化を追求いたします。財務面にお

いては、全事業における収益力強化、資金調達方法の研究・実施等と合わせてEBITDA倍率（有利子負債÷（営業利益＋減価償却費））を10倍以下に抑えることを「F4プラン」の新たな数値目標として設定し、連結有利子負債の抑制を図ってまいります。

「新たな100年」のスタートの年に、北総線沿線を含む新たな鉄道・バス交通ネットワークが構築されることとなります。当社グループは、少子高齢化の中で「京成エリア」を中心に事業展開を図り、「住みたい街、訪れたい街」として認知されることを目標に事業展開を図ることにより、一層の収益力の向上と財務体質の改善を目指してまいります。

### ③ 利益還元の方え方

当社グループは鉄道事業を中心とする公共性の高い業種であるため、当社としては、今後の事業展開と経営基盤の強化安定に必要となる内部留保資金の確保や業績等を勘案しながら、安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、前記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）を定めています。

本施策の概要は、次のとおりであります。

#### ① 大規模買付ルールの設定

本施策においては、まず、大規模買付行為を行う場合に大規模買付者に従っていただくべきルール（本施策において「大規模買付ルール」といいます。）として、(i)株主の皆様及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付者及び当該大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、及び(ii)当社取締役会が当該大規模買付行為についての検討・評価を行い、大規模買付者と交渉し、株主の皆様へ意見・代替的提案等を提示するため、一定期間は大規模買付行為を行わないことを、それぞれ定めています。

#### ② 独立委員会の設置

本施策においては、さらに、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置（本施策において「大規模買付対抗措置」といいます。）の発動等に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会（本施策において「独立委

員会」といいます。)を設置することを定めています。

③ 大規模買付対抗措置の内容・発動要件・発動手続

本施策においては、次に、大規模買付対抗措置について、(i)その内容として、原則として、新株予約権の無償割当てによること、(ii)その発動の要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値若しくは株主共同の利益が著しく毀損される場合であって、当該大規模買付行為に対する対抗手段として相当性を有する場合に限って発動しうること、及び(iii)その発動手続として、原則として、前記②の独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、当社取締役会の決議をもって発動することを、それぞれ定めています。

当社は、平成20年5月14日開催の取締役会において本施策の具体的な内容について決定し、平成20年6月27日開催の第165期定時株主総会においてその承認を受けており、その詳細は、平成20年5月14日付で「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の変更のお知らせ」として公表し、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.keisei.co.jp/>)に掲載しております。

(4) 前記の取り組みが基本方針に沿い、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

① 基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

前記(2)に記載した企業価値の向上のための取り組みは、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるための具体的方策として策定されたものです。したがって、これらの取り組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みについて

前記(3)に記載した本施策は、以下のとおり、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」で定める3原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、及び必要性・相当性の原則)に適合しています。したがって、本施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

#### ア 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の内容及び発動要件を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、大規模買付ルールの内容及びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

#### イ 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容及びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも本施策に具体的かつ明確に示したところであり、株主の皆様、投資家の皆様及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

#### ウ 株主意思の反映

本施策は、定時株主総会において買収防衛策の導入を株主総会決議事項とする定款変更を行ったうえで、株主総会の決議によって承認されることを条件として効力を生じています。また、本施策は、本施策の有効期間中いつでも、当社株主総会の決議によっても廃止することができ、本施策の変更は、原則として、当社株主総会の決議によって承認されることをもって効力を生じます。したがって、本施策の導入、廃止及び変更の是非の判断には、いずれも株主の皆様の意思が反映されるものと考えます。

なお、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとなっています。したがって、大規模買付対抗措置の発動等の是非の判断にも、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思が適切に反映されるものと考えます。

#### エ 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会を設置しています。そして、この独立委員会は、当社取締役会に対して大規模買付対抗措置を発動することの是非を勧告するほか、当社取締役会が諮問した事項について勧告又は意見の提出を行うこととし、当社取締役会は、独立委員会の勧告及び意見を最大限尊重するものとしていま

す。

また、本施策においては、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しています。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

#### オ デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本施策は、当社株主総会の決議によって廃止することができるほか、当社株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議によっても廃止することができ、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本施策を廃止することが可能です。したがって、本施策は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させてもなおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとなっています。したがって、本施策は、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

---

(注) 本事業報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
なお、1株当たり当期純利益は四捨五入により表示しております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成22年 3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>86,210</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>184,112</b>
現金及び預金	26,221	支払手形及び買掛金	15,619
受取手形及び売掛金	14,046	短期借入金	65,634
分譲土地建物	23,532	1年内償還予定の社債	15,100
商 品	2,296	リ ー ス 債 務	1,507
仕 掛 品	1,211	未 払 法 人 税 等	4,312
原材料及び貯蔵品	1,427	前 受 金	48,398
繰延税金資産	2,392	賞 与 引 当 金	2,980
そ の 他	15,151	役 員 賞 与 引 当 金	118
貸倒引当金	△69	そ の 他	30,440
<b>固 定 資 産</b>	<b>652,179</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>383,414</b>
有形固定資産	512,787	社 債	76,150
建物及び構築物	265,893	長期借入金	172,159
機械装置及び運搬具	22,497	鉄道・運輸機構長期未払金	75,834
土 地	138,837	リ ー ス 債 務	12,122
リ ー ス 資 産	23,948	繰延税金負債	1,817
建設仮勘定	59,419	退職給付引当金	32,164
そ の 他	2,191	役員退職慰労引当金	567
無形固定資産	11,795	負 の の れ ん	1,748
の れ ん	828	そ の 他	10,850
リ ー ス 資 産	2,433		
そ の 他	8,532	<b>負 債 合 計</b>	<b>567,526</b>
投資その他の資産	127,596	(純資産の部)	
投資有価証券	104,731	株 主 資 本	165,642
長期貸付金	801	資 本 金	36,803
繰延税金資産	16,809	資 本 剰 余 金	27,938
そ の 他	6,163	利 益 剰 余 金	102,947
貸倒引当金	△909	自 己 株 式	△2,046
<b>繰 延 資 産</b>	<b>206</b>	評 価 ・ 換 算 差 額 等	675
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	779
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△103
		少 数 株 主 持 分	4,750
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>171,069</b>
<b>資産合計</b>	<b>738,595</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>738,595</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連 結 損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
営 業 収 益		242,523
営 業 費		
運輸業等営業費及び売上原価	182,634	
販売費及び一般管理費	37,670	220,304
営 業 利 益		22,219
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	531	
持分法による投資利益	6,225	
その他の収益	2,504	9,261
営 業 外 費 用		
支払利息	7,753	
その他の費用	1,740	9,493
経 常 利 益		21,987
特 別 利 益		
工事負担金等受入額	2,944	
固定資産売却益	1,798	
その他の特別利益	103	4,846
特 別 損 失		
固定資産圧縮損	3,637	
減損損失	1,786	
固定資産除却損	1,129	
その他の特別損失	486	7,039
税金等調整前当期純利益		19,794
法人税、住民税及び事業税	6,119	
法人税等調整額	△66	
法 人 税 等 計		6,052
少 数 株 主 利 益		478
当 期 純 利 益		13,263

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成21年3月31日残高	36,803	27,997	91,564	△2,006	154,360
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,880		△1,880
当期純利益			13,263		13,263
自己株式の取得				△4	△4
連結子会社からの自己株式の取得		△221			△221
株式交換による自己株式の割当		161		47	209
関係会社持分比率変動に伴う変動額				△83	△83
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△59	11,382	△40	11,282
平成22年3月31日残高	36,803	27,938	102,947	△2,046	165,642

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成21年3月31日残高	102	△65	36	5,944	160,341
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,880
当期純利益					13,263
自己株式の取得					△4
連結子会社からの自己株式の取得					△221
株式交換による自己株式の割当					209
関係会社持分比率変動に伴う変動額					△83
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	676	△38	638	△1,193	△555
連結会計年度中の変動額合計	676	△38	638	△1,193	10,727
平成22年3月31日残高	779	△103	675	4,750	171,069

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## [連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数……46社

主要な連結子会社の名称：

北総鉄道(株)、京成バス(株)、帝都自動車交通(株)、(株)京成ストア、京成建設(株)、(株)水戸京成百貨店

#### (2) 主要な非連結子会社の名称：

鋸山ロープウェイ(株)、(株)京成情報システム

(連結の範囲から除いた理由) いずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、持分に見合う当期純損益及び持分に見合う利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (3) 連結の範囲の変更

従来、連結子会社であった京成ホテル管財(株)は平成21年4月21日に清算を終えたことに伴い連結の範囲から除外しました。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社の数……6社

主要な会社等の名称：

(株)オリエンタルランド、新京成電鉄(株)

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称：

鋸山ロープウェイ(株)、(株)京成情報システム、日暮里駅整備(株)

(持分法を適用しない理由) 持分に見合う当期純損益及び持分に見合う利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

12月末日決算会社……(株)千葉交タクシー、京成電設工業(株)

1月末日 〃 ……成田タクシー(株)

2月末日 〃 ……帝都自動車交通(株)、市川交通自動車(株)、船橋交通(株)、合同タクシー(株)、西千葉タクシー(株)、富士見タクシー(株)、三田下総交通(株)、(株)京成ストア、(株)水戸京成百貨店、京成ビルサービス(株)

上記13社については、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引等については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの…移動平均法に基づく原価法により評価しております。

- ② デリバティブ……………時価法により評価しております。
- ③ たな卸資産……………分譲土地建物及び未成工事支出金は、個別法に基づく原価法により、その他は主として売価還元法に基づく原価法により評価しております。
- (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

取得価額で約76%が定額法により、約24%が定率法により償却しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く。）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～60年

機械装置及び運搬具 5～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

また、連結子会社の会計基準変更時差異については、10年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事  
工事完成基準

(5) 鉄道事業における工事負担金等の会計処理の方法

鉄道事業において固定資産の取得のために受け入れた工事負担金等は、工事完成時に当該固定資産の取得原価から直接減額しております。なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減じた額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金

③ ヘッジ方針

資金担当部門が決裁責任者の承認を得て、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、金利の変動に伴うキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 支払利息の原価算入

分譲土地建物の開発事業に係る支払利息の一部を取得原価に算入しております。

なお、当連結会計年度において取得原価に算入した額はありません。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、主として5年間の均等償却を行っております。

7. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 工事契約に関する会計基準

請負工事に関する収益の計上基準については、従来、請負金額3億円以上かつ工期1年超の工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(2) 「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）

当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

なお、従来の割引率と同一の割引率を使用することとなったため、連結計算書類に与える影響はありません。

(3) 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

リース資産及びリース債務は、その金額に重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度のリース資産は有形固定資産の「その他」に1,453百万円、無形固定資産の「その他」に195百万円、リース債務は流動負債の「その他」に328百万円、固定負債の「その他」に1,407百万円含まれております。

**[連結貸借対照表に関する注記]**

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
  - (1) 担保に供している資産
 

317,616百万円	
建物及び構築物	211,729百万円
機械装置及び運搬具	15,116百万円
土地	84,545百万円
有形固定資産その他	642百万円
無形固定資産その他	1,678百万円
投資有価証券	3,883百万円
投資その他の資産その他	20百万円
  - (2) 担保に係る債務
 

162,598百万円	
------------	--
2. 有形固定資産の減価償却累計額
 

310,788百万円	
------------	--
3. 保証債務
 

連結子会社以外の会社等の金融機関等からの借入金に対して、債務保証を行っております。

保証債務	424百万円
------	--------

(注) うち32百万円は、当社ほか4社の連帯保証債務額(251百万円)のうち当社負担額であります。

**[連結株主資本等変動計算書に関する注記]**

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
 

普通株式	344,822,371株
------	--------------
2. 配当に関する事項
  - (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,034百万円	3円00銭	平成21年3月31日	平成21年6月29日
平成21年11月10日 取締役会	普通株式	854百万円	2円50銭	平成21年9月30日	平成21年12月2日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成22年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議します。

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額   | 1,198百万円   |
| ② 配当の原資    | 利益剰余金      |
| ③ 1株当たり配当額 | 3円50銭      |
| ④ 基準日      | 平成22年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日    | 平成22年6月30日 |

## [金融商品に関する注記]

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業等の株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。一部の長期借入金においては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 投資有価証券	92,132	134,116	41,984
(2) 短期借入金	(65,634)	(65,634)	—
(3) 社債	(76,150)	(79,227)	(3,077)
(4) 長期借入金	(172,159)	(177,920)	(5,761)
(5) 鉄道・運輸機構長期未払金	(75,834)	(73,752)	(△2,081)
(6) デリバティブ	—	—	—

(\*) 負債計上されているものについては、( )で示しております。

#### (注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

##### (1) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

##### (2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いた現在価値によって算定しております。



(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは帳簿価額を時価とし、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) 鉄道・運輸機構長期未払金

鉄道・運輸機構長期未払金の時価については、元利金の合計額を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から新規調達した場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

(6) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理により、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 12,598百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

当連結会計年度より「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都や千葉県などの地域において、賃貸商業施設、賃貸住宅、賃貸オフィスビルなど（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
61,801	89,731

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づき自社で算定した金額であり、建物等の償却性資産は適正な帳簿価額の金額であります。

(追加情報)

当連結会計年度より「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。

[ 1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	492円72銭
2. 1株当たり当期純利益	39円27銭

[その他の注記]

退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職一時金制度を設けており、一部連結子会社については、一時金制度に加え、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度（規約型）、厚生年金基金制度、中小企業退職金共済制度を併用しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、当社は、退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日現在）

イ. 退職給付債務	△35,840百万円
ロ. 年金資産（退職給付信託）	185百万円
ハ. 年金資産	2,612百万円
ニ. 未積立退職給付債務（イ+ロ+ハ）	△33,042百万円
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,520百万円
ヘ. 未認識過去勤務債務（債務の減額）	△1,642百万円
ト. 退職給付引当金（ニ+ホ+ヘ）	△32,164百万円

（注）連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、主として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

イ. 勤務費用	1,854百万円
ロ. 利息費用	584百万円
ハ. 期待運用収益	△18百万円
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	935百万円
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	1,146百万円
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△146百万円
ト. 退職給付費用（イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ）	4,355百万円

（注）簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ. 勤務費用」に計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.5～2.0%
ハ. 期待運用収益率	—
退職給付信託	—
年金資産	0.0～1.0%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	7～10年
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	10年

## 貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	50,909	流動負債	143,956
現金及び預金	7,927	短期借入金	52,032
未収運賃	2,671	1年内償還社債	15,000
未収入金	3,194	リース債務	972
短期貸付金	2,518	未払金	10,844
分譲土地建物	24,542	未払費用	1,530
貯蔵品	1,029	未払消費税等	67
前払費用	325	未払法人税等	1,963
繰延税金資産	805	預り連絡運賃	748
その他の流動資産	7,902	預り運賃	31,622
貸倒引当金	△7	前受運賃	2,309
		前受金	25,694
		賞与引当金	1,061
		役員賞与引当金	37
		その他の流動負債	71
固定資産	460,975	固定負債	264,792
鉄道事業固定資産	224,930	社債	76,000
開発事業固定資産	92,758	長期借入金	155,305
各事業関連固定資産	2,545	リース債務	10,285
建設仮勘定	37,113	退職給付引当金	18,945
投資その他の資産	103,627	その他の固定負債	4,256
関係会社株式	68,116		
投資有価証券	8,065	負債合計	408,748
長期貸付金	24,276		
繰延税金資産	2,122	(純資産の部)	
その他の投資等	1,047	株主資本	103,011
繰延資産	206	資本金	36,803
社債発行費	206	資本剰余金	27,845
		資本準備金	27,845
		利益剰余金	39,764
		利益準備金	3,038
		その他利益剰余金	36,726
		別途積立金	8,095
		繰越利益剰余金	28,630
		自己株式	△1,402
		評価・換算差額等	330
		その他有価証券評価差額金	330
		純資産合計	103,342
資産合計	512,090	負債純資産合計	512,090

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
鉄 道 事 業		
営 業 収 益	53,303	
営 業 費	43,841	
営 業 利 益		9,461
開 発 事 業		
営 業 収 益	14,497	
営 業 費	12,835	
営 業 利 益		1,662
全 事 業 営 業 利 益		11,124
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,434	
そ の 他 の 収 益	1,637	6,071
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,741	
そ の 他 の 費 用	794	6,536
経 常 利 益		10,659
特 別 利 益		
工 事 負 担 金 等 受 入 額	2,518	
固 定 資 産 売 却 益	1,147	
そ の 他 の 特 別 利 益	2	3,668
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	3,136	
減 損 損 失	1,563	
固 定 資 産 除 却 損	387	
そ の 他 の 特 別 損 失	65	5,154
税 引 前 当 期 純 利 益		9,174
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,742	
法 人 税 等 調 整 額	△278	
法 人 税 等 計		2,464
当 期 純 利 益		6,710

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									株主資本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成21年3月31日残高	36,803	27,845	—	27,845	3,038	8,095	23,829	34,963	△24	99,588
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△1,889	△1,889		△1,889
当 期 純 利 益							6,710	6,710		6,710
自 己 株 式 の 取 得									△1,606	△1,606
株式交換による自己株式の割当			△20	△20					229	209
自己株式処分差損の振替			20	20			△20	△20		0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	0	—	—	4,800	4,800	△1,377	3,423
平成22年3月31日残高	36,803	27,845	—	27,845	3,038	8,095	28,630	39,764	△1,402	103,011

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価 証券評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
平成21年3月31日残高	△70	△70	99,517
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△1,889
当 期 純 利 益			6,710
自 己 株 式 の 取 得			△1,606
株式交換による自己株式の割当			209
自己株式処分差損の振替			0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	401	401	401
当 期 変 動 額 合 計	401	401	3,824
平成22年3月31日残高	330	330	103,342

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### [重要な会計方針に係る事項に関する注記]

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
 子会社株式及び関連会社株式  
 その他有価証券  
 時価のあるもの

移動平均法による原価法

期末日の市場価格等に基づく時価法

〔評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定〕

時価のないもの

移動平均法による原価法

- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
 分譲土地建物

個別法による原価法

〔貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定〕

貯蔵品

移動平均法による原価法

〔貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定〕

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物（全事業）

定額法

車両、機械装置、工具・器具・備品（貸貸業用のもの）

定額法

同上（貸貸業以外のもの）

定率法

なお、鉄道事業の取替資産については、取替法（定額法）を適用しております。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

営業債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) 鉄道事業における工事負担金等の会計処理の方法

鉄道事業において固定資産の取得のために受け入れた工事負担金等は、工事完成時に当該固定資産の取得原価から直接減額しております。なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減じた額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(3) ヘッジ会計の処理方法

ヘッジ会計の処理方法は、金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

(4) 支払利息の原価算入

分譲土地建物の開発事業に係る支払利息の一部を取得原価に算入しております。なお、当期において取得原価に算入した額はありません。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 重要な会計方針の変更

(1) 「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）

当期より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。

なお、従来の割引率と同一の割引率を使用することとなったため、計算書類に与える影響はありません。

(2) 表示方法の変更

（貸借対照表関係）

リース債務は、その金額に重要性が増したため、当期より区分掲記しております。

なお、前期は、「その他の流動負債」に16百万円、「その他の固定負債」に115百万円含まれております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
  - (1) 担保に供している資産 209,501百万円
    - 鉄道事業固定資産(注) 198,194百万円
    - 開発事業固定資産 10,060百万円
    - 関係会社株式(注) 1,246百万円

(注) 鉄道事業固定資産は財団組成により有形固定資産(リース資産を除く)を全額計上しております。

なお、関係会社株式は子会社の債務を担保するため譲渡担保として差し入れているものであります。
  - (2) 担保に係る債務 70,027百万円
    - 長期借入金(注) 66,289百万円
    - 子会社の取引先に対する保証金及び敷金返還債務 3,737百万円

(注) 長期借入金には、1年内返済予定額(貸借対照表上は短期借入金に計上)を含みます。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 208,188百万円
3. 事業用固定資産 有形固定資産 314,891百万円
  - 土地 82,485百万円
  - 建物 63,386百万円
  - 構築物 132,698百万円
  - 車両 7,093百万円
  - 機械装置及び工具・器具・備品 7,094百万円
  - リース資産 22,133百万円
  - 無形固定資産 5,343百万円
4. 保証債務
 

下記の会社等のリース料等に対して、保証を行っております。

  - 北総鉄道株式会社 2,091百万円
  - 押上・業平橋駅周辺土地区画整理組合(注) 264百万円

(注) うち32百万円は、当社ほか4社の連帯保証債務額(251百万円)のうち当社負担額であります。
5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
  - 短期金銭債権 4,696百万円
  - 長期金銭債権 24,621百万円
  - 短期金銭債務 32,711百万円
  - 長期金銭債務 451百万円
6. 鉄道事業固定資産の取得原価から直接減額した工事負担金等累計額 88,656百万円



[損益計算書に関する注記]

1. 営業収益		67,800百万円
2. 営業費		56,676百万円
運送営業費及び売上原価		35,982百万円
販売費及び一般管理費		5,453百万円
諸                    税		3,458百万円
減 価 償 却 費		11,782百万円
3. 関係会社との取引高	営 業 収 益	6,389百万円
	営 業 費	5,873百万円
	営業取引以外の取引高	34,494百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	前期末株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)
普 通 株 式	45,818	2,809,998	401,012	2,454,804

(注) 当期増加株式数2,809,998株は、取締役会決議による取得(2,801,750株)及び単元未満株式の買取(8,248株)によるものであります。当期減少株式数401,012株は、関係会社株式との交換によるものであります。

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産	
退 職 給 付 引 当 金	9,035百万円
合併による土地評価差額	4,912百万円
減 損 損 失	4,143百万円
合併による分譲土地評価差額	2,318百万円
そ の 他	3,866百万円
繰 延 税 金 資 産 小 計	24,276百万円
評 価 性 引 当 額	△11,310百万円
繰 延 税 金 資 産 合 計	12,965百万円
2. 繰延税金負債	
合併による有価証券評価差額	△8,358百万円
退 職 給 付 信 託 設 定 益	△1,199百万円
そ の 他	△480百万円
繰 延 税 金 負 債 合 計	△10,038百万円
繰 延 税 金 資 産 の 純 額	2,927百万円

### [リースにより使用する固定資産に関する注記]

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

1. 当期末におけるリース物件の取得価額相当額	21,834百万円
2. 当期末におけるリース物件の減価償却累計額相当額	9,780百万円
3. 当期末におけるリース物件の未経過リース料相当額	12,053百万円

### [関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注9)	科目	期末残高(注9)
子会社	千葉ニュータウン鉄道㈱	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注1)	180	短期貸付金	692
						長期貸付金	11,837
子会社	北総鉄道㈱	所有 直接 50%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注2)	590	短期貸付金	773
				消費寄託金の受入(注3)		—	預り金
子会社	㈱京成保険コンサルティング	所有 直接 100%	資金の受入 役員の兼任	消費寄託金の受入(注3)	300	預り金	7,100
子会社	㈱ユアエルム京成	所有 直接 100%	資金の受入 役員の兼任	消費寄託金の受入(注3)	—	預り金	5,790
子会社	京成建設㈱	所有 直接 51.7% 間接 17.3%	工事の発注 役員の兼任	鉄道事業諸施設等の建設(注4)	5,263	未払金	1,537
関連会社	日暮里駅整備㈱	所有 直接 49%	資金の援助 工事の受託 施設の賃借 役員の兼任	日暮里駅総合改善事業工事預託金の支払(注5)	2,725	その他の投資等	(注8) 342
				日暮里駅総合改善事業工事代金の受取(注6)	4,403	前受金	—
				施設の賃借(注7)	13,452	リース債務	(注8) —

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 千葉ニュータウン鉄道株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。長期資金の貸付については、返済条件は期間15～20年で、随時返済又は3ヶ月毎返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 北総鉄道株式会社に対する資金の貸付については、同社の経営安定施策としての金利を適用しておりますが、一部の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。返済条件は期間10～20年で、年賦返済又は3ヶ月毎返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 消費寄託金については、北総鉄道株式会社、株式会社京成保険コンサルティング及び株式会社ユアエルム京成の資金運用に伴うものであります。金利については、当社の調達金利を勘案して決定しております。
4. 鉄道事業諸施設等の建設工事費については、当社担当部門の積算又は査定等により発注価格を決定しております。支払条件についても一般の設備取引と同様であります。
5. 日暮里駅総合改善事業に関する協定に則り、同事業費の60%相当額を日暮里駅整備株式会社に預託金として支払っております。
6. 日暮里駅総合改善事業に関する工事委託協定に則り、日暮里駅整備株式会社より同事業の工事を受託しており、平成22年3月31日に工事が完了いたしました。

7. 当社は、工事完了に伴い日暮里駅施設の賃借を開始いたしました。同施設は通常の売買に係る方法に準じた会計処理により、当社において鉄道事業固定資産（リース資産）に計上しております。なお、賃借料については、施設の減価償却費、租税公課等を勘案して決定しております。
8. 日暮里駅総合改善事業工事預託金と同施設に対するリース債務については貸借対照表上、相殺表示をしております。
9. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

#### [ 1株当たり情報に関する注記 ]

1. 1株当たり純資産額	301円85銭
2. 1株当たり当期純利益	19円56銭

#### [ その他の注記 ]

##### 退職給付関係

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度を設けております。

なお、当社は、退職給付信託を設定しております。

#### 2. 退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日現在）

イ. 退職給付債務	△20,274百万円
ロ. 年金資産（退職給付信託）	185百万円
ハ. 未認識数理計算上の差異	2,345百万円
ニ. 未認識過去勤務債務（債務の減額）	△1,201百万円
ホ. 退職給付引当金（イ＋ロ＋ハ＋ニ）	△18,945百万円

#### 3. 退職給付費用に関する事項（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

イ. 勤務費用	805百万円
ロ. 利息費用	434百万円
ハ. 数理計算上の差異の費用処理額	1,027百万円
ニ. 過去勤務債務の費用処理額	△87百万円
ホ. 退職給付費用（営業費計）（イ＋ロ＋ハ＋ニ）	2,180百万円

#### 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.0%
ハ. 期待運用収益率	—
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年
（発生時の従業員の前平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によっております。）	
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	10年
（発生時の従業員の前平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。）	

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成22年5月5日

京 成 電 鉄 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 欽 哉 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 正 伸 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京成電鉄株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京成電鉄株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成22年5月5日

京 成 電 鉄 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 欽 哉 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 正 伸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京成電鉄株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第167期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第167期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み（株式会社の支配に関する基本方針）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月7日

## 京成電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 浅海 芳久 ⑩

常勤監査役 松田 博 ⑩

監査役 名原 剛 ⑩

監査役 松野 信也 ⑩

監査役 上西 京一郎 ⑩

(注) 監査役浅海芳久、同松田 博、同名原 剛及び同松野信也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 第167期剰余金処分の件

当社は、今後の事業展開と経営基盤の強化安定に必要な内部留保資金の確保や業績等を勘案しながら、株主の皆様へ安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、昨年6月に当社創立100周年を迎えたことから、株主の皆様へ感謝の意を表すため、1株につき1円の記念配当を実施し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円50銭（うち普通配当2円50銭、記念配当1円）とし、総額1,198,286,485円となります。

なお、中間配当金として2円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき6円となります。

##### (3) 効力発生日

平成22年6月30日



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 株主の皆様へのサービス拡充を図るため、単元未満株式を有する株主の皆様がその有する単元未満株式の数と併せ1単元の株式の数となるべき数の株式の売渡しを当社に対し請求できる旨の規定を新設するものであります。
- (2) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式  (新 設)	第2章 株 式  <u>(単元未満株式の買増し)</u>
第9条 (省 略) (株式取扱規則)	<u>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を請求することができる。</u>
第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、取締役会が定める株式取扱規則による。	第10条 (規定内容は現行どおり) (株式取扱規則)
第11条 〵 (省 略)	第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り <u>又は買増し</u> 、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、取締役会が定める株式取扱規則による。
第49条	第12条 〵 (規定内容は現行どおり)
	第50条

### 第3号議案 取締役15名選任の件

取締役全員15名は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	はな だ つとむ 花 田 力 (昭和19年1月15日生)	昭和41年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成14年6月 当社専務取締役 平成16年6月 当社取締役社長 現在に至る  重要な兼職の状況 新京成電鉄株式会社取締役 株式会社オリエンタルランド取締役	139,000株
2	さい ぐさ のり お 三 枝 紀 生 (昭和24年2月11日生)	昭和46年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 平成20年6月 当社専務取締役 平成21年6月 当社専務取締役経理担当・ 鉄道本部長 現在に至る  重要な兼職の状況 新京成電鉄株式会社取締役	62,000株
3	かね こ けん たろう 金 子 賢 太 郎 (昭和23年7月18日生)	平成15年7月 海上保安庁次長 平成16年7月 社団法人日本旅行業協会理事 理事長 平成18年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役鉄道副本部 長 現在に至る  重要な兼職の状況 千葉ニュータウン鉄道株式会社取締役社長 日暮里駅整備株式会社専務取締役	42,000株
4	まつ むら おさむ 松 村 修 (昭和24年9月25日生)	昭和47年4月 当社入社 平成18年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役開発担当 現在に至る	46,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
5	みこだ たけひろ 神子田 健博 (昭和28年1月16日生)	平成16年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員福岡営業部長 平成18年6月 当社取締役 平成21年6月 当社常務取締役内部監査・経営統括・グループ戦略担当 現在に至る 重要な兼職の状況 新京成電鉄株式会社監査役	38,000株
6	よね かわ こうせい 米川 公誠 (昭和25年3月30日生)	昭和49年4月 当社入社 平成18年6月 当社取締役 平成21年6月 当社常務取締役総務人事担当 現在に至る	40,000株
7	いぐち あきら 井口 瑛 (昭和22年1月26日生)	昭和44年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社専務取締役 平成20年6月 京成開発株式会社(現 株式会社京成保険コンサルティング)取締役会長 現在に至る 平成21年6月 株式会社ユアエルム京成取締役社長 現在に至る 平成21年6月 株式会社千葉京成ホテル取締役社長 現在に至る 平成21年6月 当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社ユアエルム京成取締役社長 株式会社千葉京成ホテル取締役社長 株式会社京成保険コンサルティング取締役会長	75,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
8	かさ い たか よし 笠 井 孝 悦 (昭和22年5月22日生)	昭和45年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社専務取締役 平成20年6月 新京成電鉄株式会社取締役 副社長 現在に至る 平成21年6月 当社取締役 現在に至る 平成21年6月 北総鉄道株式会社取締役社 長 現在に至る 重要な兼職の状況 新京成電鉄株式会社取締役副社長(注1) 北総鉄道株式会社取締役社長(注2)	66,000株
9	おお むろ けん 大 室 健 (昭和24年1月13日生)	昭和46年4月 当社入社 平成18年6月 京成バス株式会社取締役副 社長 現在に至る 平成18年6月 当社取締役経営統括部部长 現在に至る 重要な兼職の状況 京成バス株式会社取締役副社長	38,000株
10	みや た ひろ ゆき 宮 田 弘 幸 (昭和26年10月28日生)	昭和49年4月 当社入社 平成18年6月 当社取締役経理部長 現在に至る	38,000株
11	こ もり けん いち 小 森 健 市 (昭和26年2月8日生)	昭和48年4月 当社入社 平成20年6月 当社取締役開発事業部長 現在に至る	27,000株
12	さか より ひろ し 酒 寄 博 司 (昭和27年1月13日生)	昭和49年4月 当社入社 平成20年6月 当社取締役鉄道本部運輸部 長 現在に至る	28,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
13	※ 飯 島 俊 一 (昭和26年10月12日生)	昭和49年4月 当社入社 平成16年7月 当社人事部付部長 平成19年5月 千葉海浜交通株式会社取締役社長 現在に至る  重要な兼職の状況 千葉海浜交通株式会社取締役社長	12,000株
14	※ 齋 藤 貢 (昭和32年8月12日生)	昭和57年4月 当社入社 平成18年7月 当社総務人事部長 平成20年6月 当社グループ戦略部長 現在に至る	5,000株
15	※ 小 林 敏 也 (昭和34年7月30日生)	昭和57年4月 当社入社 平成18年7月 当社グループ戦略部長 平成20年6月 当社鉄道本部計画管理部長 現在に至る	5,000株

- (注)1. 当社は、新京成電鉄株式会社と同一の事業の部類に属する取引（鉄道による一般運輸業並びに土地建物の売買及び賃貸業）を行っております。
2. 当社は、北総鉄道株式会社との間で車両の賃貸等の取引を行っております。また当社は同社と同一の事業の部類に属する取引（鉄道による一般運輸業）を行っております。
3. ※印は、新任取締役候補者であります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役上西京一郎氏は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となり、また、監査役名原 剛氏は本定時株主総会の終結の時をもって辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	うえにし きょういちろう 上西京一郎 (昭和33年1月15日生)	平成21年4月 株式会社オリエンタルランド取締役社長兼COO 社長執行役員 現在に至る 平成21年6月 当社監査役 現在に至る 重要な兼職の状況 株式会社オリエンタルランド取締役社長兼COO 社長執行役員	0株
2	※ うじはら きよし 宇治原 潔 (昭和23年11月28日生)	平成20年7月 日本生命保険相互会社専務執行役員 平成22年3月 日本生命保険相互会社副社長執行役員 現在に至る 重要な兼職の状況 日本生命保険相互会社副社長執行役員 株式会社アルバック取締役	0株

- (注)1. 当社は、株式会社オリエンタルランドと業務提携関係にあるほか、建物の賃貸等の取引を行っております。また、当社は同社と同一の事業の部類に属する取引（土地建物の売買及び賃貸業）を行っております。
2. 宇治原潔氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 宇治原潔氏を社外監査役候補者とした理由は、経歴のとおり経営者の経験及び幅広い見識から取締役会に対する有益なアドバイスをいただくとともに、当社の経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただくためです。
4. 宇治原潔氏は日本生命保険相互会社の副社長執行役員であり、同社は保険金等の支払管理態勢及び経営管理態勢に関して、平成18年7月及び平成20年7月に金融庁から業務改善命令を受けております。
5. 宇治原潔氏は監査役名原 剛氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款規定により、退任される同監査役の任期の満了する時までとなります。
6. ※印は、新任監査役候補者であります。

## 第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時の取締役15名に対し、当期の業績等を勘案して、総額3,700万円を支給することといたしたいと存じます。

## 第6号議案 取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、平成8年6月27日開催の第153期定時株主総会において、月額2,400万円以内としてご承認いただいてから14年が経過いたしました。その後の経済情勢の変化、会社法の施行に伴い取締役の賞与が報酬として取り扱われることとなったこと及び今後の機動的な報酬政策を可能とすることなどを考慮して、現行の月額から年額に改め、取締役の賞与相当額を報酬額内で支給することとし、年額4億円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものといたします。

第3号議案「取締役15名選任の件」が承認可決された場合、取締役は現行と同数の15名となります。

## 第7号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成20年6月27日開催の第165期定時株主総会において、当社の「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「原施策」といいます。）の導入についてご承認いただきましたが、その有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとなっております。

当社は、その後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下、当社と併せて「当社グループ」といいます。）の企業価値ひいては株主価値を維持・向上するための方策としての原施策の継続の是非や内容について更なる検討を行ってまいりました。

当社はかかる検討の結果、平成22年5月11日開催の当社取締役会において、株主総会の決議による承認を条件として原施策を一部見直したうえ継続する内容の当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）を決定いたしました。

つきましては、当社定款第15条（第2号議案「定款一部変更の件」承認可決

後の第16条)の規定に基づき、本施策を継続して導入することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

## I 本施策の導入の目的及び概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、後記Ⅱのとおりでございます。当社は、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、本施策を定めています。

### 1. 大規模買付ルールの設定

本施策においては、まず、大規模買付行為（後記Ⅳの1の(1)で定義します。）を行う場合に大規模買付者（後記Ⅳの1の(1)で定義します。）に従っていただくべきルール（本施策において「大規模買付ルール」といいます。）として、(1)株主の皆様及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付者及び当該大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、及び(2)当社取締役会が当該大規模買付行為についての検討・評価を行い、大規模買付者と交渉し、株主の皆様に意見・代替的提案等を提示するため、一定期間は大規模買付行為を行わないことを、それぞれ定めています。

### 2. 独立委員会の設置

本施策においては、さらに、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置（本施策において「大規模買付対抗措置」といいます。）の発動等に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会（本施策において「独立委員会」といいます。）を設置することを定めています。

### 3. 大規模買付対抗措置の内容・発動要件・発動手続

本施策においては、次に、大規模買付対抗措置について、(1)その内容として、原則として、新株予約権の無償割当てによること、(2)その発動の要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値若しくは株主共同の利益が著しく毀損される場合であって、当該大規模買付行為に対する対抗手段として相当性を有する場合に限って発動しうること、及び(3)その発動手続として、原則として、前記2の独立委員会



の勧告を最大限尊重しつつ、当社取締役会の決議をもって発動することを、それぞれ定めています。

#### 4. 本施策の有効期間

本施策の有効期間は、「E 1 プラン」が平成24年度（平成25年3月末日に終了する事業年度）までの計画であることを考慮し、本施策を承認可決した定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成25年6月開催予定）の終結時までとします。

## II 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### 1. 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、鉄道事業を中心とした運輸業という極めて公共性の高い社会的インフラを提供する事業を基幹（本施策において「コア事業」といいます。）としており、それに伴う社会的責任を負っております。

このような社会的責任は、当社グループの事業においては、利用者の安全と利便性を確保しつつ安定的な輸送サービスを提供することによって全うすることができます。そして、そのためには、安全対策、線路整備、施設拡充、沿線開発等において、様々な事業環境の変化を見据えた中長期的視点に立った経営を行うことが必要不可欠であると考えております。

また、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員にとどまらず、前記の社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮等、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益に最大限配慮することも重要であります。

このように、当社グループの事業は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた一つの帰結として、鉄道事業を中核としつつ、バス事業、タクシー事業を運営する運輸業や流通業、不動産業、レジャー・サービス業、建設業等幅広く事業展開しており、当社グループの企業価値は、コア事業である運輸業とこれらの関連事業との有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えております。

## 2. 大規模買付行為への対応方針

当社は、上場会社の株主は株式の市場での自由な取引を通じて決まるものであり、株式会社の支配権の移転を伴うような株式等の大規模な買付行為であっても、これを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者及び大規模買付行為に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆様が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、前記の当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

## III 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. グループ経営理念

当社グループは、前記の考え方をもとに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。そのため、当社グループは、「良質な商品・サービスを、安全・快適に提供し、健全な事業成長のもと、社会の発展に貢献し

ます。」という「グループ経営理念」を策定するとともに、この理念を実現するため、安全・接客・成長・企業倫理・環境の5項目からなる「グループ行動指針」を定め、企業価値の確保・向上に努めております。

## 2. グループ経営計画

当社グループでは、前記のグループ経営理念のもと、グループ全体の経営の方針と目標を明確にするため、3年毎にグループ中期経営計画を作成しております。この中で、グループシナジーを最大限発揮しうる体制の強化を図り、当社グループ全体の企業価値の最大化を目指すことを基本方針としております。

平成22年度から平成24年度にわたる「E1プラン」においては、「成田空港線の開業を踏まえた、鉄道事業の更なる収益力の強化、グループ全体のイメージアップ、当社沿線地域の活性化の推進」、「コア事業（運輸業）を中心とした引き続き堅実な事業運営の推進」、「相応の営業キャッシュフローの確保と、減価償却費の範囲内での設備投資の実施による財務体質の強化」、「安定的な事業成長を実現するための投資案件の選別、投資規模の適正化」、「グループシナジーの最大化とブランド価値向上による更なる競争力の強化」の基本方針のもと、グループ全体の企業価値の最大化を追求いたします。

運輸業では、成田空港線の円滑な運営の実現、安全輸送の徹底とお客サービスへの更なる向上、バス・タクシー事業における良質な乗務員の確保と人件費の抑制、一般乗合バスの路線再編の促進及び高速バス路線の拡充等を推進いたします。

不動産業では、当社グループエリアを中心とした不動産賃貸資産の拡充による安定利益の確保を図っていくとともに、グループ会社資産の更なる有効活用、不動産販売業における商品企画力並びに販売力の強化を図ってまいります。

流通業、レジャー・サービス業等では、鉄道沿線・当社グループの価値向上に資する施策を鋭意推進します。

また、「E1プラン」の数値目標（連結）として最終年度（平成24年度）には、営業利益230億円以上（営業利益率9%以上）、経常利益220億円以上、EBITDA倍率（有利子負債÷（営業利益＋減価償却費））を9倍以下とし、収益力の向上、利益率の向上、投資効率の向上を図ってまいります。

本年7月には成田空港線が開業し、事業内容が大きく変化します。グループを挙げた営業努力によって新線効果を早期に、また最大限に引き出すことで、計画期間を通じてコア事業の収益力の更なる強化を図ってまいります。

## 3. 利益還元の考え方

当社グループは鉄道事業を中心とする公共性の高い業種であるため、当社とし

ては、今後の事業展開と経営基盤の強化安定に必要となる内部留保資金の確保や業績等を勘案しながら、安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、引き続き、輸送力の増強、運転保安及び旅客サービスの向上等を計画していますので、これらの資金需要に備えてまいります。

## IV 本施策の内容

### 1. 大規模買付ルール

#### (1) 適用対象

大規模買付ルールは、次の①から④までのいずれかに該当する行為又はこれに類似する行為であって、当社取締役会が予め同意していないもの（本施策において「大規模買付行為」といいます。）、ないし大規模買付行為を現に行い又は行おうとする者（本施策において「大規模買付者」といいます。）に適用されるものとします。

- ① 当社株券等（注1）の買付けその他の取得行為（注2）であって、当該行為者の株券等保有割合（注3）が20%以上となるもの
- ② 当社が発行者である株券等（注4）の買付けその他の取得行為（注5）であって、当該行為者の株券等所有割合（注6）とその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となるもの
- ③ 当社の他の株主との間で行う、当該他の株主の共同保有者（注8）に該当するに至る合意その他の行為であって、当該行為者と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるもの
- ④ 当社の他の株主との間で行う、当該行為者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくは共同の支配下となる関係又は当該行為者と当該他の株主とが共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為であって、当該行為者と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるもの

#### (2) 当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、当社代表取締役宛に、次の①から⑦までに定める事項を日本語で記載し、かつ大規模買付者又はその代表者の署名又は記名押印のなされた「大規模買付意向表明書」（本施策において「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。これは、当社取締役会及び株主の皆様が大規模買付行為の存在を認識し、大規模買付者

に関する基礎情報を取得することを可能にすることを目的としています。

- ① 大規模買付ルールに基づく意向表明書である旨
- ② 大規模買付者の自然人・法人の別、又は法人格を有しない組合、社団等である場合はその旨
- ③ 大規模買付者が自然人である場合は、大規模買付者の氏名、国籍、住所、及び勤務先
- ④ 大規模買付者が自然人でない場合は、大規模買付者の商号その他の正式な名称、本店又は主たる事務所の所在地、設立準拠法、及び代表者の氏名
- ⑤ 大規模買付者の日本国内の連絡先の名称、担当者氏名、住所又は所在地、電話番号、ファックス番号、及び大規模買付者との関係
- ⑥ 大規模買付行為の方法、時期、目的その他の概要
- ⑦ 法令及び大規模買付ルールを遵守する旨の誓約

当社は、大規模買付者より意向表明書の提出があった場合は、法令及び金融商品取引所規則に従って、意向表明書の提出があった事実その他当社取締役会が適切と認める事項を速やかに開示します。

### (3) 大規模買付情報の提供

また、大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、大規模買付行為に関する株主の皆様への判断、大規模買付行為に関する当社取締役会及び独立委員会による賛否に関する意見の形成、及び当社取締役会による株主の皆様に対する代替的提案の立案のために必要な情報（本施策において「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主の皆様が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としています。

具体的には、大規模買付者には、意向表明書の提出後に、当社代表取締役宛に、次の①から④までに掲げる情報を提供していただきます。なお、大規模買付者が次の①から④までに掲げる情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（注9）（本施策において、大規模買付者と併せて「大規模買付者グループ」といいます。）に関する次のアからコまでに掲げる情報
  - ア 沿革
  - イ 役員の名、略歴、及び過去における法令違反行為の有無
  - ウ 事業の内容

- エ 資本構成又は出資割合
  - オ グループ組織図
  - カ 財務諸表及び連結財務諸表
  - キ 有価証券報告書又はこれに相当する書類を監督官庁又は金融商品取引所に提出している場合は、直近3年間の有価証券報告書又はこれに相当する書面
  - ク 直近1年間における当社株券等の株券等保有割合及びその推移
  - ケ 当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
  - コ 過去の投資の実績及び履歴（注10）
- ② 大規模買付行為に関する次のアからウまでに掲げる情報
- ア 大規模買付行為の具体的な目的、方法及び内容（注11）
  - イ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無、並びにその具体的な内容及び当該第三者の概要
  - ウ 大規模買付行為の対価の価額の算定根拠（注12）及び資金の裏付け（注13）
- ③ 大規模買付行為の完了後の方針・計画・施策に関する次のアからキまでに掲げる情報
- ア 当社グループの経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者の氏名及び略歴（注14）
  - イ 当社コア事業の安全対策、線路整備、施設拡充等の事業展開についての基本的な考え方及び具体的な内容、その他当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための具体的施策、並びにそれらの事業展開及び施策が当社グループの企業価値を向上させることの根拠
  - ウ 大規模買付者グループ内における当社グループの役割及び位置付け
  - エ 当社グループの役員、従業員、主要取引先、顧客（鉄道等の利用者を含む。）、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係についての方針、変更の計画の有無及び内容
  - オ 重要提案行為等（注15）を行うことを目的とする場合又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合は、その目的、具体的内容、条件及び時期
  - カ 当社株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針及び議決権行使方針
  - キ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

- ④ 大規模買付者が当社に対して提供する情報（本施策において「大規模買付者提供情報」といいます。）が、重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる内容又は内容の欠落を含まない旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者提供情報が大規模買付情報として不十分であると判断した場合は、当社は、大規模買付者に対し、相当な期間を定めたとえで、追加的に情報の提供を求めることができるものとします。また、大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の内容等によって異ならざるを得ないため、追加的に提供を求める情報には、前記①から④までに掲げる情報以外の情報も含まれる場合があります。ただし、大規模買付者提供情報は、当該大規模買付行為の是非に関し、株主の皆様が適切な判断を行い、当社取締役会が適切な検討・評価を行うために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。

当社取締役会が、大規模買付者提供情報が大規模買付情報として十分であると判断した場合には、当社は、大規模買付者に対して大規模買付情報の提供が完了した旨を通知するとともに、法令及び金融商品取引所規則に従って、その旨を速やかに開示します。ただし、当社が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供が完了した旨を通知した後も、大規模買付者提供情報の内容に変更が生じた場合は、大規模買付者には、速やかに変更後の情報を提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者提供情報が大規模買付情報として十分か否かを判断するにあたって、これを独立委員会に諮問することができ、独立委員会に諮問した場合は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

また、当社は、大規模買付者提供情報を、当社取締役会が適切と判断する時点で、当社取締役会が株主の皆様の判断に必要なかつ適切と認める範囲において、株主の皆様が開示します。

#### (4) 取締役会評価期間の設定等

次に、大規模買付者には、当社取締役会及び独立委員会による大規模買付行為に関する検討及び評価、当社取締役会及び独立委員会による大規模買付行為に対する賛否に関する意見の形成、並びに当社取締役会による株主の皆様に対する代替的提案の立案のために必要な期間（本施策において「取締役会評価期間」といいます。）は、大規模買付行為を開始又は実行しないこととしていただきます。

取締役会評価期間は、当社が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供が

完了した旨を通知した日から起算し、原則として、大規模買付行為が、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は60日間、その他の大規模買付行為の場合は90日間（いずれの場合も初日不算入）とします。

ただし、独立委員会が、大規模買付対抗措置の発動の是非に関する事項その他当社取締役会から諮問された事項について独立委員会の意見を形成するために合理的に必要な場合は、独立委員会は、当社取締役会に対し、取締役会評価期間の延長を勧告することができ、その場合は、当社取締役会は、取締役会評価期間を、30日間（初日不算入）を上限として延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合は、当社は、大規模買付者に対して延長の期間及び理由を通知するとともに、法令及び金融商品取引所規則に従って、延長の期間及び理由を速やかに開示します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、大規模買付者提供情報に基づいて、大規模買付行為に関する検討及び評価を行い、当該大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重に取り纏めます。また、当社取締役会は、必要に応じ、株主の皆様に対して代替的提案を提示し、又は大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善等について交渉及び協議を行うものとします。

## 2. 独立委員会

### (1) 独立委員会の設置及び構成

当社は、本施策の導入にあたり、大規模買付対抗措置の発動等に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会を設置します。

独立委員会の委員は、その員数を3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣からの独立性を確保するため、当社社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から選任するものとします。本施策導入時の独立委員会委員の略歴は、別紙1に記載のとおりです。

独立委員会に関する詳細は、本施策に定めるほか、当社取締役会において定めるものとします。

### (2) 対抗措置の発動の是非の勧告

独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか否かを検討し、取締役会評価期間の満了までに、当社取締役会に対し、大規模買付対抗措置を発動することの是非を勧告します。当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告を最大限尊重するものとします。



独立委員会は、独立委員会が大規模買付対抗措置の発動の是非を勧告し、当社取締役会が対抗措置の発動を決議し又は対抗措置の不発動を決定した後であっても、勧告の前提となった事実関係に変動が生じたことなどにより、すでに行った勧告の内容が相当でなくなった場合はいつでも、すでに行った勧告を撤回し、又はすでに行った勧告と異なる新たな勧告を行うことができるものとします。

### (3) 独立委員会の権限

独立委員会は、前記(2)に定める勧告を行うほか、大規模買付ルール of 適用対象となるか否か、大規模買付者提供情報が大規模買付情報として十分か否か、当社取締役会の立案した代替的提案が相当か否か、当社取締役会の意図する大規模買付対抗措置が相当か否かなど、当社取締役会が任意に諮問した事項についても、当社取締役会に対し、勧告し又は意見を提出するものとします。当社取締役会は、独立委員会のかかる意見についても、最大限尊重するものとします。

独立委員会は、当社取締役会から諮問された事項について勧告又は意見形成を行うにあたり、大規模買付者提供情報、当社取締役会から提供された情報、資料、分析結果、意見、提案等を参考にすのほか、自ら大規模買付者、当社取締役会又は外部の第三者から判断に必要な情報等を入手することもできるものとします。

また、独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で、外部の独立した第三者（ファイナンシャルアドバイザー、コンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家を含みます。）に助言を求めるものとします。

### (4) 独立委員会の決議

独立委員会の決議は、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。ただし、委員に事故のあるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもってこれを行うことができます。

### (5) 勧告及び意見の開示

独立委員会が、当社取締役会が諮問した事項について、当社取締役会に対して勧告を行い又は意見を提出した場合は、当社は、法令及び金融商品取引所規則に従って、独立委員会から勧告又は意見の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を速やかに開示します。

### 3. 大規模買付対抗措置

#### (1) 大規模買付対抗措置の内容

当社が本施策に基づいて発動する具体的な大規模買付対抗措置は、原則として、当社株主の皆様に対する無償割当ての方法によって新株予約権を発行することによるものとします。ただし、当社取締役会は、大規模買付対抗措置として相当と認める場合は、会社法その他の法令及び当社定款によって認められるその他の大規模買付対抗措置の発動を決議することもできるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として、当社株主の皆様に対する無償割当ての方法によって新株予約権を発行する場合の新株予約権の無償割当てに関する事項の概要は、別紙2に定めるとおりとします。この新株予約権には、次の①、②に掲げる差別的な内容を定めることがあります。

- ① 一定の非適格者（別紙2に定義します。）について、その新株予約権の行使を認めない旨の行使条件を付すること
- ② 非適格者以外の者が保有する新株予約権について、当社が当社普通株式と引換えにこれを取得することができる旨の取得条項を付すること

なお、当社は、機動的に新株予約権の発行ができるよう、本施策の効力発生後に、新たに新株予約権の訂正発行登録書を提出することを予定しています。

#### (2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、①大規模買付行為に対して大規模買付対抗措置を発動する必要性があり、かつ②具体的な大規模買付対抗措置が当該大規模買付行為に対する対抗手段としての相当性がある場合に限るものとします。

##### ① 大規模買付対抗措置の発動の必要性

大規模買付対抗措置を発動する必要性が認められるのは、次のア又はイに該当する場合に限るものとします。

##### ア 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が、意向表明書を提出することなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付情報として十分な情報を提供することなく大規模買付行為を行った場合、取締役会評価期間が満了する前に大規模買付行為を行った場合など、大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

##### イ 当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大

規模買付行為につき反対意見を表明し、株主の皆様に対して当社取締役会としての代替的提案を提示し、又は株主の皆様に対する説得等を行うことはあっても、原則として、大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損すると認められるときは、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。具体的には、次の（i）から（x）までのいずれかに該当する場合は、当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- （i）当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
- （ii）当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を大規模買付者グループに移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
- （iii）当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部又は重要な一部を大規模買付者グループの債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
- （iv）当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの保有する事業設備の全部又は重要な一部の譲渡、賃貸、担保供与その他の処分にある場合。
- （v）当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売抜けをすることにある場合。
- （vi）当該大規模買付行為又は関連する取引の方法が、最初の買付けで当社株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し又は明確にしないで、当社株券等の買付けを行うこと（いわゆる強圧的二段階買収）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがある

る場合。

- (vii) 当該大規模買付行為における当社株券等の取得の条件（対価の種類・価額及びその算定根拠、内容、時期、方法等を含みますが、これらに限りません。）が、当社グループの企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものである場合。
- (viii) 当該大規模買付行為の完了後、当社の株主はもとより、当社グループの従業員、顧客（鉄道等の利用者を含む。）を含む取引先、地域社会その他の利害関係者との関係を、回復し難い程度に破壊し又は喪失させるおそれがある場合。
- (ix) 当該大規模買付者の当該大規模買付行為の完了後の経営方針、事業計画等の内容が不十分又は不適当であるため、鉄道事業の安全性若しくは公共性又は利用者の利益の確保に重大な支障をきたすおそれのある場合。
- (x) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切である場合。

## ② 大規模買付対抗措置の相当性

具体的な大規模買付対抗措置は、前記①の大規模買付対抗措置の必要性、及び株主平等の原則又はその趣旨である衡平の理念の観点から、当該大規模買付対抗措置を採るに至る経緯、当該大規模買付対抗措置が当社の既存株主に及ぼす不利益の有無及び程度、当該大規模買付対抗措置が当該大規模買付行為に及ぼす阻害効果等を総合的に勘案して、大規模買付行為に対する対抗手段としての相当性が認められるものであることを要するものとします。

## (3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会が決議しようとする具体的な対抗措置の発動の是非を、独立委員会に諮問するものとします。

また、当社取締役会は、必要に応じて、当社の費用で、外部の独立した第三者（ファイナンシャルアドバイザー、コンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家を含みます。）に助言を求めるものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告又は意見を最大限尊重するものとし、原則として、独立委員会が当社取締役会に対して大規模買付対抗措置を発動すべき旨を勧告し又は大規模買付対抗措置を発動できる旨の意見を提出した場合に限って、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。た

だし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったことが客観的に明白であり、独立委員会の勧告を待って大規模買付対抗措置を発動すると当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告又は意見なくして、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

当社取締役会が、大規模買付対抗措置の発動又は不発動を決議した場合は、当社は、法令及び金融商品取引所規則に従って、当該決議又は決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を、速やかに開示します。

#### (4) 大規模買付対抗措置の発動の停止

当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した後であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止又は撤回するなど決議の前提となった事実関係に変動が生じたこと、独立委員会が大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告を撤回したことなどにより、大規模買付対抗措置を発動することが相当でなくなった場合は、大規模買付対抗措置の発動によって生じる株主の権利の確定前であり、かつ、株主の利益を損なわないときに限り、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の停止を決議し、又は、独立委員会の勧告又は意見を最大限尊重して、大規模買付対抗措置の内容の変更を決議することがあります。

当社取締役会が、大規模買付対抗措置の停止又は内容の変更を決議した場合も、当社は、法令及び金融商品取引所規則に従って、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を、速やかに開示します。

### 4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

#### (1) 本施策の有効期間

本施策は、本定時株主総会の決議によって承認されることを条件として、当該時点で効力を生じるものとします。

本施策の有効期間は、当社の現在の中期経営計画である「E1プラン」が平成24年度（平成25年3月末日に終了する事業年度）までの計画であることを考慮し、本施策を承認可決した定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成25年6月開催予定）の終結時までとします。

#### (2) 本施策の廃止

本施策の有効期間満了前であっても、本施策は、当社株主総会又は当社取締役会の決議によって、いつでも廃止することができるものとします。

### (3) 本施策の変更

当社取締役会は、今後の法令改正、司法判断の動向及び当社が上場する金融商品取引所その他公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて、本施策の見直し等、適時適切な措置を講じます。

本施策の変更は、原則として、当社株主総会の決議によって承認されることをもって効力を生じるものとします。ただし、当社の株券等の保有者及び当社の株券等を取得しようとする者に不利益を生じない範囲においては、当社取締役会の決議によって、本施策を変更することができるものとします。また、法令の新設又は改廃に伴って本施策に引用する法令の条項又は法令上の用語に変更があった場合は、本施策に引用する当該条項又は用語は、当社株主総会又は当社取締役会の決議がなくても、本施策における引用の趣旨に反しない限度において、変更後の条項又は用語に適宜読み替えられるものとします。

## 5. 本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について

### (1) 大規模買付ルールが株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主及び投資家の皆様の権利利益に直ちに具体的な影響を及ぼすものではありません。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合は、非適格者には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の皆様は、法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として当社株主の皆様に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを

行っていただく必要があり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が当社株式を交付すると引換えに新株予約権を取得することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、非適格者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、当社は、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動として新株予約権の無償割当てを決議した後に、前記3の(4)に従って対抗措置の発動を停止しようとする場合には、新株予約権の割当てを受ける株主の確定後から当該新株予約権の割当てまでの間は、新株予約権の無償割当てを中止し、新株予約権の割当て後から行使期間開始日の前日までの間は、当社が無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権の割当てを受ける株主の確定後に、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った投資家は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## V 本施策の合理性

### 1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（前記Ⅲ）について

前記Ⅲに記載した企業価値の向上のための取組みは、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるための具体的方策として策定されたものです。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### 2. 本施策（前記Ⅳ）について

前記Ⅳに記載した本施策は、以下のとおり、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」で定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、及び必要性・相当性の原則）に適合しています。また、本施策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっています。したがって、本施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

#### (1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記Ⅳに述べたとおり、本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の内容及び発動要件を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記Ⅳに述べた大規模買付ルールの内容及びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

#### (2) 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容及びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記Ⅳにおいて具体的かつ明確に示したところであり、株主の皆様、投資家の皆様及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

#### (3) 株主意思の反映

前記Ⅳの4に述べたとおり、本施策は、株主総会の決議によって承認されることを条件として効力を生じます。また、本施策は、本施策の有効期間中いつでも、当社株主総会の決議によっても廃止することができ、本施策の変更は、原則として、当社株主総会の決議によって承認されることをもって効力を生じます。

したがって、本施策の導入、継続、廃止及び変更の是非の判断には、いずれも株主の皆様の意思が反映されるものと考えます。

なお、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとなっています。

したがって、大規模買付対抗措置の発動等の是非の判断にも、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思が適切に反映されるものと考えます。

#### (4) 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記Ⅳの2のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会を設置します。そして、この独立委員会



は、当社取締役会に対して大規模買付対抗措置を発動することの是非を勧告するほか、当社取締役会が諮問した事項について勧告又は意見の提出を行うこととし、当社取締役会は、独立委員会の勧告及び意見を最大限尊重するものとしています。

また、本施策においては、前記Ⅳの3の(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しています。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

(5) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本施策は、前記Ⅳの4に記載のとおり、当社株主総会の決議によって廃止することができるほか、当社株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議によっても廃止することができ、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本施策を廃止することが可能です。したがって、本施策は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させてもなおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとなっています。したがって、本施策は、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

独立委員会委員の略歴

松野 信也（まつの しんや）

〔略歴〕

昭和20年2月 生まれ

昭和43年4月 日本開発銀行入行

平成11年10月 日本政策投資銀行理事

平成15年6月 財団法人日本経済研究所理事長

平成16年6月 新規事業投資株式会社取締役社長 現在に至る

平成17年6月 当社社外監査役 現在に至る

※ 松野 信也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

※ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

大宮 正（おおみや ただし）

〔略歴〕

昭和18年9月 生まれ

昭和42年4月 通商産業省入省

平成2年12月 京都府副知事

平成6年12月 通商産業省大臣官房商務流通審議官

平成8年7月 日本貿易振興会理事

平成12年7月 三菱自動車工業株式会社執行役員

平成13年6月 大日本スクリーン製造株式会社社外取締役

平成14年6月 三菱自動車工業株式会社常務執行役員

平成18年2月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

平成19年7月 西村あさひ法律事務所弁護士 現在に至る

※ 大宮 正氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

竹内 健蔵（たけうち けんぞう）

〔略歴〕

昭和33年12月 生まれ

平成5年4月 長岡技術科学大学工学部助教授

平成6年4月 東京女子大学文理学部社会学科助教授

平成14年2月 財団法人運輸政策研究機構運輸政策研究所客員研究員

平成14年4月 東京女子大学文理学部社会学科教授

平成21年4月 同大学現代教養学部国際社会学科経済学専攻教授 現在に至る

※ 竹内 健蔵氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 新株予約権の無償割当ての概要

## I 新株予約権の無償割当てに関する事項

## 1. 割り当てる新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は、下記Ⅱに定めるとおりとし、割り当てる新株予約権の総数は、350,000,000個を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割り当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

## 2. 新株予約権の無償割当てがその効力を生ずる日

新株予約権の無償割当てがその効力を生ずる日（本施策において「効力発生日」という。）は、当社取締役会が別途定める日とする。

## 3. 新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

## II 新株予約権の内容

## 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割、株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、1円を下限とし時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

## 3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権無償割当ての効力発生日又は当社取締役会が別途定める日を初日とし、3か月の範囲内で当社取締役会

が別途定める期間とする。ただし、新株予約権の取得が行われる場合は、取得日の前営業日までとする。

#### 4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が別途定める額とする。

#### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 6. 新株予約権の行使条件

次の各号に掲げる者（本施策において「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができないものとする場合がある。その詳細は、当社取締役会において別途定めるものとする。

- (1) 大規模買付者グループに属する者として当社取締役会が認めた者
- (2) 大規模買付者グループに属する者の共同保有者又は特別関係者
- (3) 上記(1)又は(2)に該当する者から、当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権を譲り受け又は承継した者
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれかに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と共同若しくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者

#### 7. 新株予約権の取得条項

次の号に定める取得条項を定める場合がある。その詳細は、当社取締役会において別途定めるものとする。

- (1) 非適格者以外の者が保有する新株予約権については、当社が当社普通株式と引換えにこれを取得することができる旨の取得条項

#### 8. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以 上

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義する「株券等」をいい、以下同じとします。
- (注2) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること、及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定する各取引を行うことを含みます。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義する「株券等保有割合」をいい、以下同じとします。なお、株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義する「株券等」をいい、以下、本第②号においてのみ同じとします。
- (注5) 買付けその他の有償の譲受け、及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定する有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義する「株券等所有割合」をいい、以下同じとします。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書及び四半期報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義する「特別関係者」をいい、以下同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。
- (注9) 大規模買付者の共同保有者及び特別関係者、主要な株主、出資者、組員又は構成員、主要な子会社及び関連会社を含み、大規模買付者が当社株券等その他の株券等の保有を目的とする特別目的会社である場合は、当該大規模買付者の財務又は事業の方針の決定を支配している者及び当該大規模買付者に対して投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。
- (注10) 当社コア事業の同種又は類似の事業に対する投資を含みます。
- (注11) 大規模買付行為の対価の種類・価額、大規模買付行為の開始、実行及び決済の時期、関連する取引の概要、大規模買付行為の適法性及びこれに関する弁護士の意見、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。
- (注12) 算定の前提とした事実又は仮定、算定の方法、算定機関、算定に用いた数値情報、並びに大規模買付行為その他一連の取引による相乗効果の額及びその算定根拠等を含みます。
- (注13) 直接及び間接の資金提供者の概要（氏名・名称、住所、資本構成等を含みます。））、資金調達に関連する一連の取引の条件及び仕組み、すでに保有する当社株券等に関する担保設定状況、並びに当社の資産及び当社株券等に関する担保設定の予定の有無及びその時期を含みます。
- (注14) 大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画、及び当社株券等の上場に関する方針を含みます。
- (注15) 金融商品取引法第27条の26第1項に定義する「重要提案行為等」をいい、以下同じとします。

以上

(メモ欄)

(メモ欄)

